評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

| 評価対象施設名称 | 和光市しらこ保育園 | | | | | 運営主体 | | | 和 | 光市 | | | | |
|----------|---|-----------|--|--|---|------|-------------------|---|-------------|----|-------|------------------------|----|---|
| 定員 | 90 人 年齢別 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 定員 6 8 15 20 20 21 | | | | | | | | | | | | | |
| 代表者氏名/役職 | 園長 | 園長 成田 真理子 | | | | 職員数 | 41 | 人 | うち常勤 保育士 | 11 | 人 | その他 | 30 | 人 |
| 施設所在地 | 埼玉県和光市白子3-29-10 | | | | 0 | | TEL/FAX e-mail | | | | - , - | 48–464–01 ako.lg.jp | 60 | |

| 評価機関名称 | | | 特定 | 非営利 | J活動》 | 去人 福 | 証紙 | 合評值 | 西機構 | | | | | | | | | | |
|-------------|---|----|------|----------|------|------|----|-----|------------|---|-----|-----|----|----|---|---|---|----|---|
| 評価担当者氏名 | | 植田 | 町 幸日 | <u>-</u> | 小出 | 正治 | | 渡部 | 史朗 | | | | | | | | | | |
| 利用者調査実施期 | 間 | 20 | 年 | 12 | 月 | 15 | 日 | ~ | 20 | 年 | 12 | 月 | 26 | B | | | | | |
| 施設自己評価 実施期間 | | 20 | 年 | 12 | 月 | 24 | 日 | ~ | 21 | 年 | 1 | 月 | 15 | 日 | | | | | |
| 訪問調査実施日 | | 21 | 年 | 2 | 月 | 17 | 日 | | | | | | | _ | | | | | |
| 評価結果合議実施 | 日 | 21 | 年 | 3 | 月 | 17 | 日 | | | | 評価結 | 果提出 | 日 | 21 | 年 | 3 | 月 | 31 | 日 |

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を 別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。 貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

日

21 年 3 月 31 日 年 月

和光市 御中 施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 印 代表者氏名 印

和光市しらこ保育園

特記すべき本園の特色/個性

- 子どもが自発的に活動できる環境の整備として、子どもの成長に適した玩具や木製の玩具などをクラスで検討して、子どもの成長等に具体的な配慮がなされた玩具の購入 ■ ができる仕組み(クラス予算配分など)を確立しています。また、玩具や材料の棚は安全なものを置くという配慮のもと、子どもの手の届く高さに棚を設え、ロッカーの引き出 しなども子どもが自分で使えるよう配慮するなどして、自発的に遊びや着替えを行える配慮をしています。
- 生活の場にふさわしい環境とする取り組みとして、0歳クラスは月齢の近い子どもごとに担当制とし、1~2歳児のクラスでは高・低月齢の各グループでの生活や活動を行っ ■ て、子どもが落ち着いて過ごせるよう子どもの成長発達を考慮した環境設定などに配慮しています。また乳児では畳部分のスペースをパーティションで仕切り、午前寝などにも個別に対応する配慮を行っています。
- 子どもの事故防止に向けた体制整備の面で、年間計画を立て、子どもの安全を脅かす事例の収集を安全対策委員会を立ち上げた上で実施しています。「年齢別事故チェッ
 ク表」「園内外安全チェック表」を用いて定期的に点検するとともに、各クラスの職員参画のもとで話し合い、職員の共通理解を図っており、迅速な解決や改善と並行して、職員の意識啓発を行う工夫も見られます。
- 年2回の懇談会の他、19年度に実施した外部講師を招いた乳幼児の育ちに関する保護者との合同の研修会、園長が月1~2回保護者からの相談に応じる「園長当番」日、 ■ 保護者参加の行事の設定とそれを活用した保護者とのコミュニケーションなど、保育園として保護者の意向を収集し、認識の共有や協働を図る積極的な姿勢がうかがえます。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 一人ひとりの子どもの発達状況に配慮した指導計画として、0歳児は個別に月間指導計画を策定しています。それ以上の年齢では毎月のクラス会議で個別の状況について ■ 話し合い、月間指導計画の一部に個別配慮が記入されており、1~2歳児に関してはそのあり方について現在検討中とのことでしたが、一人ひとりの発達差の著しい時期であることをふまえ、個別指導計画など、個々の支援を担保する仕組みの整備が望まれます。
- 園職員の守秘義務については、「情報公開・個人情報保護事務の手引き」に定められた個人情報保護制度を適用することとなっていますが、今後は園の実情に応じた市立 ■ 園としての個人情報保護規程の整備や利用目的の通知、肖像や掲示等に関する承諾などの取り組みが期待されるとともに、壁掛け式お便りポケットの運用や管理についても、明確なルールを確立されることを期待します。
- 基本的に地域への子育て支援は併設の支援センターが中心となって担っており、運営を外部に委託していることもあって本園としての関与はしていない状況ですが、月1回 ■ 実施している園庭開放「あそぼう会」において、利用者から把握した意向・要望などを改善に活かすなど、保育園に期待される地域への専門性還元の役割をふまえ、実施可能な範囲での地域ニーズの収集とその事業への反映について、今後の検討を期待します。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

I −1−(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)

【判断基準】

- a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

評価

Ⅰ-1-(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して 作成されている。(1)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成され
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮 されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。
- d) 保育計画が作成されていない。

評価

Ⅰ-1-(6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)

【判断基準】

- a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に 含め、周知を図るための取り組みを行っている。
- b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域 の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。
- c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者 には行っていない。
- d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていな い。

評価

a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市内公立園共通の保育理念・基本方針があり、別に「保育目標」が掲げられている。そ |れらは市作成の保育園案内と園パンフレット・「入園のしおり」に記載されている。またこ れら3点は入口ホール及び1・2階の廊下など園内各所に掲示されている。

|保育指針に準拠した「保育計画」を、6ヶ月未満~1歳3ヶ月~2歳未満の月齢別、2歳以 上から6歳の年齢別に策定している。2歳未満では養護と教育に分けて「ねらい」「内容」 と「保育士の配慮」を、3歳以上児は「基礎的事項」「教育(5領域)」に分けて「ねらい」「内 |容」と「保育士の配慮」を策定している。今後はさらに園の独自の取り組みや保護者の意 向、地域の実態なども必要に応じてふまえた、園の保育計画としての位置づけをさらに 高めていくことも期待したい。

保護者には入園時の説明会でも伝えているとのことであるが、利用者調査の結果では「知っている」と答え た回答者がそれ以外の回答の合計とほぼ拮抗しており、必ずしも周知が図られているとはいえない結果と なっているため、さらなる理解に向けた取り組みも検討の余地はあろうかと思われる。職員には採用時の面 接及び採用後のオリエンテーションで、理念・方針を記載した書面によって説明している。また各クラスに置 かれているマニュアル類の中にも綴じ込まれている。地域や市民に対しては和光市ホームページ内の本園 のページに理念・方針・保育目標を掲載している他、市の園開放事業「あそぼう会」利用者や見学者・来園 者にパンフレットを渡している。またこども福祉課と市内の各子育て支援センターなどにパンフレットを置いて もらい、園に対する認知につなげている。

評価結果をふまえた園のコメント

保育計画作成の際には、保育指針に準拠し、懇談会での意見、保護者の意見を考慮 し、作成している。地域の実態については、こどもたちが散歩に行ける公園、商店な どは、考慮している。今後はより一層、保護者、地域の実態把握に努め、計画作成の 際に取り入れていきたい。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

【Ⅰ−1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

Ⅰ-1-(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2) 【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。

評価

Ⅰ-1-(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)

【判断基準】

- a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。
- b) —
- c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。
- d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

評価

Ⅰ-1-(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)

【判断基準】

- a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行ってい、結果が次回の計画に 反映されている。
- b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。
- c) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って いない。
- d) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

指導計画の種類として、クラス別に年間指導計画、月間指導計画を策定している。また0歳児に おいては週案まで策定している。年間指導計画は、年間4期の「ねらい」と月齢や年齢に沿った保 育内容や保育者の配慮を策定し、月間指導計画は、0歳児は個別に、1歳児は高月齢・低月齢に |分けて、2歳以上児は5領域など保育内容や環境構成、配慮事項や個別配慮などを策定して月次 に評価・反省している。月次の評価・反省の内容が次月の「前月の子どもの姿」に反映され、次月 |の「ねらい」とそのねらいを達成するための保育内容の構成に反映される仕組みとなっている。ま たその結果に基づいて、月案の評価反省の結果、年間指導計画を見直す取り組みも行ってい る。ただし、1~2歳児についての個別指導計画の策定は現在検討中とのことであったが、月齢差 を考慮して個別に計画策定されることを期待する。また提供する保育内容についての具体的な保 |育士の取り組みの表記や、活動内容が記されたカレンダーにおける計画変更の記録、変更した 計画の実践状況の確認なども、あわせて改善を期待したい。

運動会や「わくわくひろば」など園の主要な行事にはそれぞれ担当者を配置し、実施後には各職員から反省 を書面で募ってとりまとめ、職員会議で検討したり意見のまとめを書面で回覧したりして共有し、次年度につ なげる仕組みとしている。また定期的(2~3ヶ月に1回)に行う乳児会議・幼児会議では0・1・2歳、3・4・5歳の **|各担任とリーダー層が参加し、計画のあり方や記録の取り方、子どもへの言葉かけなど、テーマを設けて検** |討している。さらに「年間反省」として、年度末に各クラスで担任間の話し合いを行い、クラスごとに運営や行 事などについて反省や次年度への申し送り事項を書面にまとめた上で職員会議を行い、次年度につなげる 取り組みを行っている。その他、毎回の各種訓練後にも反省を行うとともに、改善点などを報告書に記載し

これらの取り組みに加え、組織内に設置している各委員会(安全対策・食育・保育環境)でも委員会ごとに反 省点をとりまとめた上で年度末の職員会議で報告を行い、次年度の各委員会の年間計画につなげている。 具体的な成果として、安全対策委員会においては年間計画に基づく「安全対策チェックシート」による園内外 の危険箇所・要改善箇所の摘出と改善策の提案、市販のチェックリストを活用した所定の点検項目による各 クラスの安全点検をそれぞれ年3回行う他、各種マニュアルの作成・見直しや各種訓練の実施と実施後の反 省にも取り組むなどの事例が確認された。

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なにおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

a.よく整備されている。 b. 概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。



I-2-(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)

【判断基準】

- |ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【O~2歳児】
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0~1歳児】
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- キ 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。



а

I-2-(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)

【判断基準】

- ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。
- イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- ウ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

全クラスに温湿計を配置し、温度や湿度の基準を定め、暖房の使用や加湿器の運転を行ってい る。換気は窓を開けて適宜行い、布団などを敷く時間帯は窓を開けて作業を行っている。トイレや |手洗い場などは毎日夕方の時間帯に清掃し、共用部分の清掃は業者に委託している。清掃や衛 |生管理は「和光市立保育園感染症マニュアル」に基づいき、使う薬剤の選定や清掃の管理方法、 寝具の消毒などを実施しているが、今後はその実施状況を管理する仕組みの整備を期待する。 |砂場については抗菌性の砂を使用して定期的に補充するなどして衛生を保っている。なお組織 内には保育環境委員会が設置され、年間計画に基づき、園内のさまざまな場所の整理整頓を柱 に、毎月検討を行っている。

0歳クラスは月齢の近い子どもごとに担当制を取り、1~2歳児のクラスでは高・低月齢の各グループによる 生活や活動を行って、子どもの成長発達を考慮した環境設定などに配慮している。乳児では畳部分のス ペースをパーティションで仕切り、午前寝などにも個別に対応している。食事に関しては、手作りのパーティ ションで食事スペースを仕切ったり、遊戯室をランチスペースに活用したり、年長児では就学に向けた食事 体験ができるよう配慮するなど、成長に合わせた配慮を工夫している。また季節に合わせた製作を利用して 壁面装飾を行い、近隣への散歩時に拾ってきた季節の自然物を使った製作などにも取り組んでいる。音や 声の大きさなどへの配慮として、乳児組会議にて保育者の声に関する勉強会を実施、意識啓発に向けた話 心合いを行っている。また幼児会議においても、言葉遣いや名前の呼び捨て、叱り方などについて話し合っ ている。戸外活動については、園庭に加えて近隣の公園に週1回程度は出かけており、お散歩マップを作成 って、公園ごとに目的を持って出かけている。

「早朝保育・夕延長保育マニュアル」に延長保育時の配慮事項と安全対策について定め、子ども が好きなことをして過ごせる空間作りに配慮している。職員間の引継ぎは各クラスの連絡ノートや 遅番用ノート、事務室の掲示ボードなどを活用し、時間帯ごとに引継ぎ事項を口頭連絡とともに伝 えている。延長保育は朝7時30分から始まり、0歳は夕方まで単独保育、幼児は異年齢での2か所 で保育され、環境や保育内容、方法に配慮している。夕方の延長保育は17時から20時としてい る。19時からは献立表にしたがい補助食、それ以降の子どもには夕食が提供され、またゆったり 過ごすことができるように骨や敷物等、寝ころぶことができる環境、個人で遊ぶことができる遊具 などがある。

| 評価結果をふまえた園のコメント | |
|-----------------|--|
|-----------------|--|

適用基準 「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

| 発達援助の基本 | 57 br - 17 lbs / AT Lb / - 00 L 7 15 50 - 16 50 \ |
|--|---|
| I -2 保育のための環境 | 評価の根拠(この領域に関する施設の状況) |
| I −2−(2) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52) 【判断基準】 a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。 b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。 c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。 d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。 | 調理業務は外部業者へ委託しており、「保育園給食調理従事者基本マニュアル」に則って管理されている。調理師による調理作業の流れ、清掃の仕方等衛生指導や研修も行われている。年3回の業者来園による衛生点検の実施においては調理室の温湿度、離乳・幼児食、訪問日の給食、給食従事者作業中の衛生点検等の項目ごとのHACCP基準に基づいて点検し、報告書が園長に報告される。さらに日常の衛生管理としては給食日誌の中で毎日の点検として水、器具の洗浄、害虫の生息状況等19項目をチェックしたものが園長に提出されている。 |
| 評価 a | 保育園の衛生管理として定めている市の「保育園の保健衛生マニュアル」「感染症対応マニュアル」が活用され、「感染症マニュアル」の中にも衛生管理について述べられている。訪問調査時には基本ルールの職員間の共通理解に関して一部に課題も見られたものの、これらのマニュアル等に基づいて管理の徹底が図られている他、各クラスの手洗い場付近には手洗いや歯みがき、うがいについての手順が写真も活用して掲示され、子ども・職員がともに手洗いや消毒、清潔を励行する習慣がある。トイレ内の物置には嘔吐・下痢用の処理セットを常置し、「ゴム手袋・エプロンチェック表」を掲示して消毒時に職員がチェックしている。 |
| | 評価結果をふまえた園のコメント |
| | |
| | |

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)

【判断基準】

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

【総合判断基準】

a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価

Ⅰ-2-(6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)

【判断基準】

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c. 配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子どもが自発的に活動できる環境の整備として、玩具の購入はクラスに予算が配分され、各クラ スで会議を設けて子どもの成長に適した玩具や木製の玩具を揃えるよう検討している。また製作 に関しては家庭から廃材を持参してもらって、子どもが自由な発想のもとで製作を楽しめるようエ |夫している。玩具や材料の棚は、安全なものを置くという配慮のもと、子どもの手の届く高さに棚 を設え、ロッカーの引き出しなども子どもが自分で使えるよう配慮するなどして、自発的に遊びや 着替えを行える配慮をしている。子どもの遊びのコーナーは、クラスでは子どもの状況に合わせ て机や椅子を使って遊ぶコーナーやおままごとコーナーを設定、ホールでは玩具で遊べるスペー スを設けるなどの工夫が見られる。また保育環境委員会において、年間を通してクラスやホール の環境設定について検討し、保育日程表によって自由遊びなどの時間が確保されている。

さまざまな表現活動が自由に体験できる配慮として、クラスごとの保育日程によって朝の集いが |定められ、絵本の読み聞かせやリズム遊び、季節の歌などに取り組んでいる。またその歌などに |合わせて楽器遊び(音遊び)にも取り組んでいる。園の行事「わくわくひろば」にて年長児が歌や 楽器演奏を発表する機会を設け、手作り楽器などの製作にも取り組み、同じく「わくわくひろば」で 日頃の絵本の読み聞かせから子どもたちが劇ごっこ遊びに発展させ、それを保護者に披露する 取り組みも行っている。クレヨンや絵の具を使った絵画、手の届く場所にいつでも使えるように置 いてある粘土遊び、折り紙や型抜きなども自由に使える配慮が見られ、これら子どもの作品は、 季節の壁面装飾に活用されて作品展示となっている。年長児は卒園に向けた取り組みとして水 彩による将来の夢の描画や、色画用紙や毛糸などを使った自画像作成、また年中児は廃材を活 用した製作遊びにも取り組んでいる。その他、毎月絵本を保護者にも紹介し、階段ホールのス ペースを利用した絵本コーナーでいつでも自由に読めるよう環境設定されるなどの工夫がある。

| 評価結果を | ふまえた園 | のコメント |
|--------|---------|-------|
| ロードライン | つっかノレノニ | |

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

I -3-(1) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。(17)

【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

【総合判断基準】

a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c. 取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。

(ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)

評価

а

I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)

【判断基準】

- ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助してい
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

身近な自然と関われる取り組みとして、近隣の公園に出かけて季節の自然を取り入れた 遊びや製作を行ったり、昆虫の飼育を行って年間を通して観察できるよう配慮したりして いる他、食育計画に基づく活動として、季節の野菜を栽培、収穫して給食や調理保育に よって食べる体験や、近隣に畑を借りてイモ掘りを楽しみ、その収穫したイモで焼芋会や 調理保育を行っている。地域との交流として、近隣の高齢者施設に年長児が訪問し、高 齢者との交流を行っている他、警察署のマスコットとともに防犯啓発活動に参加したり、 消防署から消防車と職員の派遣を受け、避難訓練や消火訓練を実施したりしている。ま た園の梅の実の収穫をきっかけに、近隣の住民宅の梅も収穫する機会を得て、梅 |ジュースづくりを体験している。社会体験としては、公共バスを使って遠足に出かける体 験を行っている。

|遊びや生活を通して人間関係が育つ配慮として、「仲良しの日」という年6回程度の異年齢交流の 機会を設け、グループを決めて散歩や水遊び、運動会の遊びなどに取り組み、延長保育の18時 |半以降は、1~2歳児および3歳以上児で異年齢生活を行っている。また職員の子どもへの関わり |方を検討し、クラス会議や月間指導計画の個別配慮(全クラス)において、子どもの情緒の安定 やトラブルの多い子どもへの対応方法や配慮を検討し、乳児・幼児会議において子どもへの言葉 |かけや��り方などの意識改善にも取り組んでいる。社会的ルールとして、お散歩に行く際の交通 ルールなどを体験を通して守れるよう指導し、園庭遊びでの遊具の使い方などを「幼児クラスの |園庭の使い方」というマニュアルに定めて幼児会議で確認し、子どもたちに日常的に指導できる よう配慮している。また2歳児くらいからカルタ遊びや集団ルールのある遊びを取り入れて職員が ルールを伝えながら遊び、年長児ではドッジボールやルールあるゲームを子どもたちが主体的に 取り組めるよう指導している。お当番活動は3歳から開始し、3~4歳では給食の簡易なお手伝い |的な内容を、5歳児では学校給食を意識した給食当番による配膳などを体験し、お掃除の手伝い や保育士の手伝いなどの活動にも取り組んでいる。

| =117 (444.5) | (F-1 F-1 7 F-1 | ふまえた | 書/ハーノ | • |
|----------------------|----------------|---------|-------|---|
| 200 A 1111 A | | ハモムバ | 淋ルリース | |
| Per la la la serie a | 11175 | -3-5-/- | | |

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

Ⅰ-3-(3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう 配慮している。(20)

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう 努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。



I −3−(4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)

【判断基準】

【総合判断基準】

- ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マ ニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。
- イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。 ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え 付けないよう配慮している。
- エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配 慮している。

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子どもの人権への配慮として、クラス会議や月間指導計画の個別配慮において、子どもの情緒の安定やト ラブルの多い子どもへの対応方法や配慮を検討し、乳児・幼児会議で子どもへの言葉かけや叱り方、呼び 捨てなどの保育士の意識改善にも取り組んでいる。「運営マニュアル」では「子どもの人権について」と題し、 大人の価値観の押しつけをやめることや、受容することの大切さについて説いている。またこの資料は園の |新人職員の研修にも使用され、各職員に配付して啓発を図っている。また「園児や保護者に対してのより良 い言葉かけ」と題した研修や、人権保育や人権問題に関する研修にも参加して研鑽に努めている。今後は 確実な研修報告や、会議や検討の内容を後日に読み返せる記録のあり方を検討されたい。その他、子ども の生活習慣や家庭事情について、入園時に保護者からヒアリングするとともに、必要に応じて継続的な記録 や保護者からのヒアリングなどに取り組み、必要な情報の収集や配慮内容の立案に取り組んでいる。

|性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けない配慮として、「運 |営マニュアル」に「性差について」と題し、男女共同参画社会の理念や先入観による固定 |的な観念や役割、分業意識を感じさせる接し方は望ましくないことを明記して、具体的な 保育事例を挙げるなどの工夫をした意識啓発が行われている。外部研修として、男女共 |同参画職員研修に参加し、職員会議で報告を行い、また乳児・幼児会議においても子ど |もへの言葉かけや叱り方、呼び捨てなどを検討して、意識改善に取り組んでいる。

| 一一 一 一 一 一 | BB -2- > ' | | のコメント |
|----------------|------------|-------------------|-----------|
| =44 AIIII 38 = | - T | T / / - 5.1 | <i>UI</i> |
| | ヘヒツ・ | ひ / L / 二 | |

福祉サービス内容項目(保育所版)

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

Ⅰ-3-(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。 ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れてい
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c. 工夫はしているが、不十分であ る。 d. 工夫をしていない。

(コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳クラスではパーテーションにより食事スペースを確保し、1歳クラスでは高月齢と低月齢に分け た食事スペースを設え、2~3歳のテーブルと椅子の設定による食事スペースを設置している。4 |歳児はランチスペース(遊戯室利用)による食事環境の設定を行い、5歳児は4~5歳児異年齢で |のランチスペース(遊戯室利用)による食事から、現在は就学に向けた取り組みとして自クラスで |給食の配膳当番などにも取り組みながら、時間設定の中で食事を楽しんでいる。また子どもの体 |格に合った机や椅子の使用し、必要に応じて高さを調節し、食器は磁器で、主食、副菜、汁物な どそれぞれが独立した食器を採用するなど、食事の姿勢や食べやすさに対する配慮も見られた。

|落ちついて食べられる工夫として、未満児では仕切りを使ってスペースを確立して落ち着ける環 境を設定する他、職員も一緒に食事をとることにより、マナーや落ち着いた食事の手本となるよう 工夫している。園外での食事を楽しむ工夫として、遠足などの日には弁当を戸外で食べる体験 や、天候のいい日には給食を園庭などで食べるなどの取り組みを行っている。食育への取り組み としては、食育委員会によって年間計画を策定し、年齢別に年間4期に分けて栽培内容や調理体 |験、食材体験などを行っている。また年間3回程度の「食育の集い」を実施して、食材カード遊び や給食の作り方、節分やお月見などの伝統行事の由来を知る機会を設けている。

|行事食として、伝統行事や季節の旬の素材を活かした調理やメニューを提供している 他、毎日の献立に対して、味付けや盛り付け量、大きさ、盛付、色彩、喫食状況などを評 |価して記録、担任からの感想や意見を書いて、市の栄養士に提出している。食べる量の |調節は年齢に合わせて保育士が量を加減して配膳し、お替わりをできるよう配慮してい る。偏食や好き嫌いは、少しでもチャレンジしたら誉めるといった取り組みを行っている。

郵価結里をミキえた圏のコメル

| 計画和木とからんに図りコバント |
|-----------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-4 保育サービス(オプショナル)

I-4-(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)

【判断基準】

- ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませ ている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。



【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

Ⅰ-4-(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)

【判断基準】

- ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。
- 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。 (評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わ ず、その旨付記する)



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳児は「年間指導計画」の策定を4期に分けて保育者との親密な関わりを基礎に人との信頼関係のめばえ を培い、発達段階をふまえながら一人ひとりの身体に合った遊びを楽しむといった目標を掲げ、グループご とに担当保育士が継続的に保育を提供している。月間指導計画の遊びの項目の中で、散歩や戸外遊びを 日課に入れており、気候や子どもの調子に合わせて室内や園庭に留まったり、睡眠中の子どもには看護師 や保育士が個別に対応するなどしている。おむつ交換時には所定の位置で声をかけたり、スキンシップを取 るようにしている。保健衛生マニュアルの中でSIDS予防について記載し、午睡時には明るいカーテンにし、 |保育士がそばについてうつ伏せ寝に注意するなど、予防に向けた配慮に努めている。また情緒の安定のた め、登園時から降園に至るまで単独保育をし、担当を代えないようにしている。

保育実践にあたり、「ひよこ組での保育」マニュアルを策定、保育実施にあたって気をつけるべきことなど周 |知徹底のための確認事項があり、クラスで確認して毎年見直す機会を持っている。離乳食については入園 時のアンケート結果から得た個々の情報をもとに、栄養士・担任・看護師の三者により「離乳食予定表」を作 |成、個別の発達・進捗状況を把握した上で「離乳食連絡表」でメニューを提案し、家庭での試食を経て、子供 の負担にならないようにしてから段階を上げている。毎月「授乳・離乳食個人票」を作成し、個別の進捗状況 を把握して離乳食会議で決定したことを次月に反映させている。離乳食終了後も体調により形態やメニュー |を工夫して提供している。担当は低月齢と高月齢とをパーティション等で分け、情緒の安定のために登園か ら延長保育に至るまで、一人ひとりが特定の保育者と継続的な関わりを保てるように配慮している。

現在のところ該当者はいないが、担当者が育成保育を実施している園を見学する他、育 成保育担当者会議に参加して他園との情報を共有したり、市内の「育成保育研究会」に も担当職員が参加して職員会議で発表している。またバリアフリーへの配慮として、エレ ベーターの設置や出入口の段差をなくすなどの整備も行っている。

| 200 P | T 44 D | | - A 1991 | O- 15 I | |
|------------|--------|--------------|----------|---------|---|
| 244 | 前統一學 | をふま に | スケー環じ | のコメント | ς |
| 10 I I | | E 13.01 | | | |

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −5 −人−人の子どもへの理解・配慮

I-5-(1) -人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。
- d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。

評価 h

Ⅰ-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの 子どもに関係する全職員に周知されている。(4)

【判断基準】

- |a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- d) 一人一人の子どもの記録がない。

評価

Ⅰ −5−(3) −人−人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議 を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- d) ケース会議を開催していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

-人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画として、0歳児は個別に「子どもの姿」と「保育 者の関わりといった内容の月間指導計画を策定している。それ以上の年齢では毎月のクラス会 議で個別の状況について話し合い、月間指導計画の一部に個別配慮が記入されてはいるが、1 ~2歳児に関しては個別に月齢差や成長差異に着目した配慮計画の策定が望まれる。その他、 |「トラブル記録表|として日々の子ども同士のトラブルについて「だれが・だれの・どこを・いつ・どう した」という記録や、そのトラブルの理由や環境要因、職員の動き、詳細などの内容で毎日記録 し、月毎に集計してクラス会議などで原因などを話し合っている。

0・1歳児には生活チェック表に個別に項目ごとに食事、睡眠、排泄、体温、家庭からの連絡などを記録して いる。児童票には個々の子どもの成長発達を食事、生活、運動、情緒、遊びその他の項目に分け,周期とし て0歳児は月1回.満1歳からは2か月単位、1歳児クラスからは年4回記録し、担任以外の関係職員とも期ごと こ読み合わせをし把握する。子ども一人ひとりに合った保育を提供するするための月1度のクラス会議・乳・ 幼児会議においては個別に発達状況を細かく話し合い、次月の指導計画に反映するように赤字で付け足し 修正しており、それを各クラスでコピーし確認している。入園時また毎年家庭調査票を作成し生活状況につ いて把握している。これら記録文書類は事務所にて管理しており全職員が常時閲覧できる仕組みとなって いる。

月1回のクラス会議で保育目標、子どもの発達、実践状況、配慮したことなどを話し合っ ている。乳児に関しては子どもの発達や保育に関しての職員の相談等定期的にケース 会議が実施され、幼児のケース会議に関しては必要に応じて随時行われているとのこと である。また配慮が必要な子どもについては担当保育士が「巡回相談カード」に園から の相談として子どもの様子や対応、相談内容を記録しており、年2回市の子ども児童福 | 社課の心理士の巡回相談によりアドバイスを受けている。

- 一人ひとりのこどもに寄り添った保育を目指し、特に乳児は、毎月のクラス会議で、 一人ひとりの個別の目標設定を立て、指導計画を作成している。
- 1, 2歳児は、所定の書類がないが、0歳児は個別指計画を作成している。

発達援助の基本

Ⅰ-5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I -5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにし
- ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしてい
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、 抱いたり、やさしく声をかけたりしている。



【総合判断基準】

a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようと |する努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。

Ⅰ-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応してい る。(15)

【判断基準】

- ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるように している。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする 子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮 している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしてい
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【総合判断基準】

- a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。
- b.一人一人の子どもの状況に応じ、概ねよく対応している。
- c. 一人一人の子どもの状況に応じた対応が不十分である。
- d.一人一人の子どもの状況に応じた対応をしていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようとする取り組みについては、子どもの生活習慣や 家庭事情について、入園時に保護者からヒアリングするとともに、必要に応じて継続的な記録や 保護者からのヒアリングなどに取り組み、必要な情報の収集や必要な配慮内容の立案に取り組 み、個々の欲求や不安に応える対応をしている。また0歳児においては個別の月次指導計画を策 定し、クラス会議や月間指導計画の個別配慮の検討において、子どもの情緒の安定やトラブル |の多い子どもへの対応方法や配慮を検討し、乳児会議・幼児会議において子どもへの言葉かけ や叱り方、呼び捨てなどの保育士の意識改善にも取り組んでいる。

基本的な生活習慣や生理現象に関しては、「トイレトレーニングチェック表」によって子ど もの排便や排尿の間隔などを個別に記録し、子どもの状況や個性を把握すると同時に、 個々の状況や保護者との共通理解のもとに、子どもに無理のないように徐々にパンツへ |の移行を進めていく配慮を行っている。また、これをもとに毎月「トイレトレーニングのめ やす」という個別の移行状況表を作成し、延長保育等のパート保育士にも情報が伝わる ようクラス内で工夫している。

衣服の着脱は、ロッカーが1歳児クラスから自分で取り扱える高さに設えられており、トイレ後の着 替えを自分で取り出し、着替えを行っている姿が観察された。また0歳児では月齢や体調に合わ せて午前寝ができるように配慮している。3歳以上児では、帽子や靴下などを個別に収納ケース を用意して取り出しやすいよう工夫し、クラス会議や保育環境委員会において、子どもの主体的 な生活習慣に望ましい環境を検討している。午睡は、年長児は就学に向けて徐々に時間や回数 を減らし、年長ならではの活動の時間として過ごしている。体調不良や疲れが見られる時は無理 強いせず、本人の意向や職員の配慮により午睡をとったり、体を横にして休息したりする時間も 設けるなどの配慮を行っている。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

|Ⅱ−1−(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態 に応じて実施している。(6)

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

評価

Ⅱ-1-(2)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価

Ⅱ-1-(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に 連絡している。(8)

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡して いる。
- b) —
- c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュア ルなどはない。
- d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

評価

Ⅱ -1-(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を 行っている。(9)

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行ってい る。
- b) —
- |d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていな い。

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市の「保育園保健衛生マニュアル」中に身体測定・保健指導・アレルギー・喘息発作時・与薬等の 事項が設けられ、活用されている。「発育健康の記録」には入園時の「健康記録票」(健康状況、 |体調、既往症等)、健康診断、内科・歯科健診、ぎょう虫検査などの結果が記録されている。個々 の子どもの日常の健康状態は保護者からの連絡ノート、0歳児は「生活チェック表」また保育士の 視診により把握、看護師の朝と午睡時の巡回によっても把握される。急な体調変化においては、 |検温して37.5℃以上、または平熱時からの状態の変化により、看護師の判断によって保護者に連 終するが、軽微な場合は個別に配慮している。与薬に関しては保護者の依頼書と医療機関の指 示書に基づき、看護師が投与している。

健康診断は0歳児は2か月ごと、1歳以上児は年2回、歯科健診は年1回、ぎょう虫検査は年2回 |行っている。身体測定は0歳は毎月体重のみ月2回行われる。これらの結果は「健康記録表」に記 入され、健康診断の結果は「発育・健康の記録」とともに保護者に伝えられ、家庭での予防接種 の状況も確認している。歯科健診後、嘱託医からのアドバイスにより4・5歳を対象に歯科指導を 実施、また感染症の時期には風邪予防・手洗い指導を行っている。これらは保育の一環として実 |施される。0歳児は健診の結果をもとに年2回の「発達・発育会議」で話し合い、日常の健康管理 に役立てている。また保健便りや掲示版にて健診・身体測定等の予定を保護者に伝え、健診の 結果から気になる点などについては必要に応じ、保護者に個別に口頭または連絡帳で伝達して いる。

感染症への対応については市立保育園共通の「感染症マニュアル」があり、感染症の発症時には玄関正面 などに掲示し、保健便りでも随時伝えている。また「保育園衛生管理マニュアル」の中には伝染病に関して の予防法や園においての発症時の対応方法についても定めている。子どものアレルギーに対しては入園時 こ栄養士が同席して面談、専門医の診断(0歳児は半年ごとの検査)を受け、「保育園給食個別対応申請 書」「除去食希望申請書」を保護者から提出してもらう仕組みとしている。保護者には1ヶ月ごとにアレルギー チェック表に食材チェックをして園に再提出してもらい、それに基づいた給食提供をしている。また対応が不 要になった場合はアレルギー除去解除の報告の手続きをする。提供児には配膳ミスを防ぐため、個別のト レー、ネームプレートを使用して通常食との違いを明示している。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

Ⅲ-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50)

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- c)事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- d)事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。

評価

Ⅱ-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51)

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- d)事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

事故や災害別に発生時における対応マニュアルが整備され、火災・地震・防犯・年齢別 避難マニュアルがあり、各クラスには「安全対策マニュアル」を掲示、全職員に回覧さ れ、職員会議でも周知を図っている。「避難訓練実行書」をもとに防犯訓練は年3回実施 され、実際の事態を想定したシミュレーションによる県警の指導を全職員が交替で受け、 不測の事態への対処に向けた研鑽を積んでいる。毎月実施の避難訓練(火災・地震) |後、各クラスで反省し、全職員がマニュアルを復習することとしており、安全対策委員会 |はその各クラスの反省をもとに、月1度話し合いを設けて改善につなげている。

「安全対策マニュアル」は事務所と各クラスに配付し、回覧されるとともに、クラス会議等で随時確 認することとしている。また安全対策委員会が「安全対策実施計画」を策定、事故防止・安全管理 確立のためにチェックシートを用いた年2回の年齢別事故防止、年3回の屋内野外チェックを行う とともに、1ヶ月後の再度のチェックも行って改善を図り、子どもの安全確保の取り組みを実施して いる。また避難訓練や園内外の安全チェック、年齢別事故防止チェックなどの結果をもとに検討を |行っている。「お散歩チェックシート」による散歩先・引率者・人数チェックの明確化、「午睡チェック 表 による0歳~5歳児クラスまでの午睡の管理も行っており、その他、今年度は市の子ども福祉 課主催の危機管理セミナー(保育所危機管理、防犯の知識と対策等)に関連職員が出席予定と のことである。

評価結果をふまえた園のコメント

評価

評価

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 評価結果報告書 施設名称 和光市しらこ保育園 適用基準 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠 Ⅱ 運営管理 評価の根拠(この領域に関する施設の状況) Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理 市が作成した「こども虐待防止手引き」をもとに、園としての「児童虐待対応マニュアル」 Ⅱ −1−(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで を安全対策委員会が作成し、各クラスのマニュアルファイルに綴るとともに、説明・周知 届く体制になっている。(28) |については各クラスの会議等で実施しているとのことである。マニュアルには発見時の 【判断基準】 対応、園内の連絡体制、通告時のポイント及び関係機関の連絡先が記載されている。 a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 今後はマニュアルの周知に向けた園内研修や発見のための着眼点の共有など、早期発 見・対応に向けたさらなる取り組みも期待したい。 c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。 d) 虐待などの早期発見に努めていない。 虐待の疑いが発見された場合、園長より市こども福祉課・家庭児童相談室等の関係機 評価 |関に通告を行うこととされており、マニュアルに明記されている。また市や県・県教委の |虐待関連の研修に職員が参加し、報告書の提出と回覧、会議での報告によって共有を 図っている。 Ⅱ-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係 機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29) a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機 関に照会、通告を行う体制が整っている。 d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機 関に照会、通告を行う体制が整っていない。 評価 評価結果をふまえた園のコメント

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

Ⅲ-2-(1)情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)

【判断基準】

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- ┃エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるよう にしている。
- オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。
- キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるも のとなっている。

【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあま りよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。



a

Ⅱ-2-(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に 応じたり個別面談などを行ったりしている。
- |c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談に は応じていない。
- d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

評価

Ⅱ-2-(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者 に知らせている。(10)

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- d) 日々の献立を保護者に示していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

情報提供として園便り・保健便りは月1回、クラスだよりは期に1回(年3~5回)の頻度で配付している。また 行事や園外活動(プール開き・芋掘り・手洗い指導・クリスマス会等)などの様子を折々にカラー写真に収 め、コメントなどを交えて入口ホールなどに掲示し、保護者に子ども達の豊かな表情や活動の様子を伝えて いる他、3~5歳児の各保育室ではホワイトボードを活用し、毎日の保育の様子を保育士が記入して保護者 に伝えている。さらに各保育室には保護者向けに登園時の支度の流れを掲示し、特に入園当初の保護者 向けのマニュアルとして役立てられている。月一度行われる「遊ぼう会」のお知らせは園のフェンスに掲示し たり年間予定を市の広報に載せ、支援センター、保健センター、市の福祉課に提供し配置している。園のパ ンフレットの他、市の子育て案内やホームページでも園の目標・特徴、行事など概要を紹介している。園の 運営状況等は事務室前に常時閲覧できるように公開している。

|連絡帳は全年齢で使用しており、0歳用、1・2歳用についてはそれぞれ市の共通様式が |あり、毎日のやり取りがある。3~5歳は市共通の自由罫ノ―トに、必要に応じて記入が なされる。個人面談は各クラスで年1回行い、各保護者の希望の日程をふまえた上で 行っている。

|献立表は毎月配付し、日々の給食紹介として給食のサンプルを展示している。3歳未満 |児までは、連絡帳にて給食の喫食状況について保護者に連絡し、体調不良時には個別 |に口頭で報告している。偏食や好き嫌いの克服などのエピソードを保護者に伝え、家庭 でも子どもが誉めてもらえる機会づくりを行うなど、家庭との連携にも努めている。

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

|Ⅱ−2−(4)|家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知され ている。(26)

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有され ていない。
- d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

評価

Ⅱ-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮して いる。(49)

【判断基準】

- a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。
- b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。
- d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っ ていない。

評価

Ⅱ-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通 理解を得るための機会を設けている。(27)

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機 会を設けている。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

評価

a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

入園児の個人面談においての記録された情報は生活状況調査表に書かれ職員に周知される。定例の個人 面談は0歳は年2回、1歳~5歳は各1回行われる他、必要に応じて実施される。それらの内容は所定の記録 用紙に記入され、クラスごとにファイルして事務室で管理し、職員が必要な時に閲覧できるようにしている 他、全体への周知事項に関しては職員会議での報告や面談記録の回覧によって共有を図っている。年2回 ■の各クラスの懇談会で話し合われた事柄はクラス懇談会議事録に記録し、日々の園長への相談は事務日 |誌に記録される。毎日の子どもについての保護者からの情報等は連絡事項として「職員連絡ノート」に記し、 朝礼で伝達され、各クラスの連絡事項ファイルに記入される。また事務室の掲示ボードにも伝達事項が常時 掲示され、職員が確認することとされている。

各クラスの懇談会を年2回行っており、クラスの年間目標や園での一日の生活、年齢ごとの発達の特徴や各 |クラスの様子などを伝えている他、保護者との質疑応答や保護者同士の意見交換も行い、共通理解形成の 機会としており、実施に際しては事前にアンケートを行ってテーマを決める参考としている。また19年度には 外部講師を招いた乳幼児の育ちに関する保護者との合同の研修会を行っている。個人面談・懇談会に加 え、「園長当番 |日を月1~2日設けて園便りで伝え、園長が保護者からの相談に応じており、勤務の関係で 送迎時の相談などが難しい保護者に配慮している。園保護者会役員、園医、福祉関係者、市担当課と本園 からなる運営委員会では年2回の会議を行い、保護者の意見や要望を把握して運動会の実施場所の見直し などなど具体的な改善に活かしている。苦情解決制度を整備し、受付担当者、解決責任者、第三者委員が |選任されており、第三者評価の氏名と連絡先も公表して園入口ホールに掲示している。意見箱は保護者会 |設置のものがあり、寄せられた意見は保護者会がとりまとめ、意見書として年1回保育園に伝えられている。 |意見書に記載された感想や要望に園長が園としての回答を追記し、保護者会に提出している。保育参観と |保育参加は6月と9~11月に実施しており、保育参加では保育士とともに保育体験や給食の試食を行っても らっている。また3歳以上の保護者を対象に12月の「わくわくひろば」後に芋煮会を企画し、保護者とのコミュ ニケーションを図るなど、保護者参加の行事を設定し、保護者とのコミュニケーションの機会としても活用し ている。行事後のアンケートは行っていないが、実施後に連絡帳などで寄せられた感想については職員間 で周知している。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-3 人材育成

Ⅱ-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)

【判断基準】

- a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要が あるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。
- b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどの ような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。
- d) 職員の研修機会を確保していない。

評価

Ⅱ-4 守秘義務

Ⅱ-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)

【判断基準】

- a) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事 項を周知の上、実施されている。
- b) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵 守すべき事項が周知され、実施されている。
- |c) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されて いるが、実施されていない。
- d) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市が規定する研修体系があり、実務経験によって受講すべき市職員としての研修が定められている他、別 こ外部の研修に各職員を参加させており、新保育所保育指針(みなみ保育園と合同・全7回)や人権・危機 管理・保健衛生・虐待対応などの研修を職員が受講している。平成18年より和光市において管理職向けに 人事考課制度を施行しており、20年度より一般職員にも運用している。職位ごとに考課者が定められ、職員 ごとに年間の課題目標の設定と達成度評価を行う仕組みとしている。また別途、園独自の取り組みとして市 販の保育士向け評価シートを用いた自己評価を非常勤を含む全保育士で実施し、各自の振り返りを行うと ともに、年度末の「年間反省」にて話し合いを行う予定としている。今後はこれらの仕組みと、各職員の内外 の研修参加やOJT(実務を通じた学び)との連動を明確にし、個々の職員の資質や経験に応じた育成・研修 実施が計られていくことを期待したい。研修参加後は報告書が提出され、報告書の自由閲覧(各クラスの ファイル)や会議での報告によって成果の共有を図っている。

なお、市こども家庭課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあり、21年1~2 ▶月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を 図っている。

園職員の守秘義務については、「和光市個人情報保護条例」に基づく「情報公開・個人情報保護 事務の手引き」に定められた個人情報保護制度を適用することとなっている。園独自の「運営マ ニュアル」には「個人情報及び守秘義務について」を定め、職員に対して職務上知り得た情報を 漏らさないことや、名簿や書類、メモの取扱いやクラス内での管理方法への注意喚起、パソコン から外部媒体へのコピー禁止、園児の私用撮影禁止、シュレッダーや破棄の際の注意、個人情 | 報の外部持ち出し禁止などを明示して周知している。また「情報セキュリティ研修」に園長が参加 |して職員に報告も行っている。今後は園の実情に応じた市立園としての個人情報保護規程の整 備や利用目的の通知、肖像や掲示等に関する承諾などの取り組みが期待されるとともに、壁掛 |け式お便りポケットの運用や管理についても、明確なルールを確立することを期待したい。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応

Ⅲ-1-(1) 多様な子育て二一ズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)

【判断基準】

- a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質 向上のための教育が適切に行われている。
- b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。
- c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていな い。
- d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料によ る事実確認ができればaとしてよい)



Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行ってい る。(31)

【判断基準】

- ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。

(地域性により、上記取り組みの実施事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの 事実確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、 もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)



h

|Ⅲ−1−(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しな がら行っている。(32)

【判断基準】

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

【総合判断基準】

- a.一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。
- c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。
- d.一時保育の内容や方法に配慮していない。
- ※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

月1回実施している園庭開放「あそぼう会」の参加者や毎週水曜日に未就園世帯を対象として行 う保育園見学での来園者から話を聞き、地域のニーズの収集の機会としているが、特に記録とし ての収集やニーズをサービスに反映することなどは行っていない。基本的に地域子育て支援は 併設する子育て支援センターの事業としており、把握したニーズを直接改善に反映させる役割は 支援センターが担っている状況であるが、現在は運営を別に委託している。園で実施している「あ そぼう会」において、今後は把握された意向の改善への反映など、可能な範囲での取り組みが期 待される。なお園長は支援センターの運営委員会に出席し、支援センター利用者の要望を把握す るとともに、保育園に対する意見も聞き取っている。

地域子育て支援としての相談事業は子育て支援センターや市の家庭児童相談員、保健師など各 専門機関が主に受け付けている状況であり、本園主導の事業としては行っていない状況である。 ただし、「あそぼう会」の参加者や保育園見学の来園者から相談があれば対応している。行政や 各機関・各団体の講演会・イベントや子育てに関する情報、保健衛生や防犯に関する情報などは 園入口に掲示したり置いたりして、在園世帯を含め、来園者が自由に閲覧・入手できるようにして |いる。「あそぼう会|を通じて地域の親子と在園児との交流の機会がある他、併設する子育て支援 センター利用者の子ども達との交流として、双方のイベントや講演会、本園の警察署の安全指導 など共通参加の機会がある。

- 時保育は外部に委託して行っており、基本的に本園は関与していない。

評価結果をふまえた園のコメント

遊ぼう会、保育園見学での来園者からの相談を受けたり、地域のニーズの聞き取りは 行っている。今後、収集したニーズを事業に反映させていきたい。

一時保育室、支援センター利用者には、しらこ保育園主催の消防訓練、防犯訓練に参 加を誘い、園庭では交流の場として、一緒に遊んでいる。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

|Ⅲ-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員 が共有している。(33)

【判断基準】

- a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。
- c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。
- d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。

評価

а

Ⅲ−2−(2)子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)

【判断基準】

- a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

- d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

評価

Ⅲ-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になって いる。(35)

- a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

- d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市作成の「和光市子育てガイドブック」があり、事務室に常置して職員は必要な時に閲覧できる。 同ガイドブックには市のファミリーサポートセンターの事業と連絡窓口をはじめ、各種相談の窓 口、市内の各子育て支援センター、保育園・幼稚園や医療機関など、子育てに必要な各種機関 の一覧と連絡先が記載されている。事務室には医療機関や市内保育園の連絡網が掲示されて いる他、目的に応じて利用すべき機関・業者等は一覧化されて事務室に常備されており、必要な |時にはすぐ参照できるようになっている。

子どもの健康状況に関して園の嘱託医に相談できると共に、市の巡回相談が年2回あり、児童相 |談員や臨床発達心理士が来園して発達支援などに関する指導や助言を行っており、個々のケー スについて園とともに経過を見守りながら。担当保育士とのカンファレンスにて対応する体制があ る。また日々の保護者からの連絡帳や口頭による健康に関する質問・相談を嘱託医の内科・歯 |科検診の際に相談ができ、保護者へ伝えている。なお、子どもの体調変化やケガ等で通院を必 |要とする際は、連絡の際に嘱託医かかかりつけ医とするかの確認を行うルールとし、マニュアル に明記している。

| ALL ADDRESS | - L | | - | FIG. • | | |
|-------------------|-----|----|------|---------------|-----|---|
| Andrew Commercial | | | | | コメン | ы |
| 11111 360- | - A | ハモ | A 1. | 1課1 ひょ | | |
| | | | | | | |

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

|Ⅲ−2−(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し 合い、研修などの連携の機会がある。(36)

【判断基準】

- a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修 などの連携の機会がある。
- b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修など の連携の機会を設けている。
- d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。

(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄 にその旨付記すること)

評価

Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)

【判断基準】

- a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

- |d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。

評価

Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)

【判断基準】

- a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

- d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市社会福祉協議会の学童保育クラブとの交流の機会が年1回あり、5歳児が学区内の学童クラブ に出向いて交流している。また園の夏祭りに卒園児の小学生にはお便りを出して参加を呼びか |け、来園した子ども達が園児たちとともにプログラムを楽しんでいる。 職員間においては市内の保 |育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施してお り、就学にあたっての相談や意見交換などを行っている。また保育園が小学校に対して就学園児 の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市 内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている。別途、市内の市立小学校主催の懇談 会に、市内の私・公立保育園や幼稚園とともに参加し、交流や意見交換を行った事例がある。

|市の主任児童委員二名が苦情解決第三者委員を務めている。また幼稚園・保育園の 他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会 |議|に参加しており、「あいさつ運動|「花いっぱい運動|など、連携した取り組みを行って lいる。高齢者施設との交流があり、5歳児が施設を年2回訪問して歌や踊り、ふれあい遊 びなどを楽しんでいる。

夏祭りの際には実施日時と会場を書面に記載して園長が近隣をまわり、挨拶やポスティ ングによって理解を得るように努めている。また焼き芋作りの後はできた焼き芋を持って 近隣を訪問するなどしている。運動会を昨年度より小学校の運動場で行っている他、夏 |祭り時では市交通安全教会に車両と歩行者の誘導を依頼し、協力を得ている。その他、 選挙時には本園も投票所となるため、地域住民に園を知ってもらう機会にもなっている。

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

|Ⅲ−2−(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解 され、受け入れの担当者も決められている。(39)

【判断基準】

a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け 入れの担当者も決められている。

- c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れ の意義や方針に対する職員の理解が不十分である。
- |d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるため の取り組みが行われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその |旨付記すること)

評価

a

Ⅲ-3 実習・ボランティア

|Ⅲ−3−(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習 担当者も決められている。(40)

【判断基準】

- a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決めら れている。
- c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する 職員の理解が不十分である。
- d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行 われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその) 旨付記すること)

評価 a

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、 受け入れの担当者も決められている。(41)

【判断基準】

- a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者 も決められている。
- |c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対 する職員の理解が不十分である。
- d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組み が行われていない。

(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、 |特記欄にその旨付記すること)

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「中高生社会体験受け入れについて」として、中高生の職場体験等の受け入れにあたっての意義・方針と担 当者及びその役割を明記し、各クラスのマニュアルファイル中に綴じ込み、各職員の自由閲覧によって周知 が図られている。別に受け入れの際に本人に手渡すオリエンテーション資料「体験学習資料」があり、園内 での行動や子ども達への接し方、個人情報の保護の徹底など、注意事項がまとめられている。また個人情 報については別に説明資料があり、保護の徹底を促している。受け入れにあたっては職員会議で来園者を 職員に知らせ、年間10人弱程度が来園している。会議の中でマニュアルの確認についても促しているとのこ とである。受け入れ時に保護者の理解を得たり、無用の不安を解消したりするための配慮として、職場体験 の中高生や実習生・ボランティアが来園する際には、園便りで保護者にも伝えるとともに、来園期間中の名 札の着用を依頼している。

「実習生受け入れについて」として、実習生の受け入れにあたっての意義・方針と担当者 を明示し、各クラスのマニュアルファイル中に綴じ込み、各職員の自由閲覧によって周知 が図られている。本人向けには「実習生の方へ」として、園の概要や保育士の仕事の 他、子ども達への接し方、園内での行動や個人情報の保護の徹底など、注意事項をまと めたオリエンテーション資料があり、受け入れの際に本人に手渡し、説明している。また 個人情報については別に説明資料があり、保護の徹底を促している。

「ボランティア受け入れについて」を作成し、ボランティアの受け入れにあたっての意義・方針と担 当者及びその役割を明記しており、各クラスの職員閲覧用ファイル中に綴じ込んで閲覧を促すと ともに、受け入れ時には職員会議で来園者を職員に知らせている。その中で、マニュアルの確認 についても促しているとのことである。受け入れは市社会福祉協議会を通じて行っており、高校 生・大学生を中心に年間10人程度が来園している。「ボランティアの方へ」として、園の概要や保 育士の仕事の他、子ども達への接し方、園内での行動や個人情報の保護の徹底など、注意事項 をまとめたオリエンテーション資料があり、受け入れの際に本人に手渡し、説明している。また個 人情報については別に説明資料があり、保護の徹底を促している。

| 評価結果をふまえた園のコメント |
|-----------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |